

◎新潟県告示第1283号

新潟県物品入札参加資格審査規程（昭和56年1月新潟県告示第165号）の一部を次のように改正し、平成29年度の物品の購入又は物品の製造の請負についての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格審査から適用する。

平成28年12月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（資格審査の申請）</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人の場合</p> <p>ア 成年被後見人、<u>被保佐人又は被補助人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）</u> <u>（被保佐人又は被補助人にあつては、知事が別に指示する書類）</u>及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）</p> <p>イ～ケ (略)</p> <p style="text-align: center;">（資格審査の申請時期）</p> <p>第4条 資格審査の申請は、随時に、行うことができる。ただし、第6条第2号に規定する有効期間に係る参加資格の申請にあつては、平成6年を初年とする3年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の<u>1月4日から同月31日まで</u>に行わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（資格審査の申請）</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人の場合</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）</p> <p>イ～ケ (略)</p> <p style="text-align: center;">（資格審査の申請時期）</p> <p>第4条 資格審査の申請は、随時に、行うことができる。ただし、第6条第2号に規定する有効期間に係る参加資格の申請にあつては、平成6年を初年とする3年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の<u>1月5日から同月31日まで</u>に行わなければならない。</p>